

●香川県告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

この届出に係る処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成24年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

丸亀市飯山町東小川字五反地	丸亀市飯山町東小川字下川井986の1の一部、986の2の一部、996の1の一部、996の2の一部、997の一部、1013の一部、1014の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部並びに字五反地1090に隣接する字下川井の水路である市有地の一部及び字下川井1013地先の道路である市有地の全部
丸亀市飯山町東小川字下川井	丸亀市飯山町東小川字五反地1046の一部、1047の一部、1054の一部、1089の1の一部、1090の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部並びに字五反地1046及び1089の1地先の水路である市有地の一部